

7月20日(木)から
市内公共施設10拠点で

小型家電の回収が始まります

使用済み 小型家電をリサイクルしよう!

家庭で使われなくなっている小型家電には、レアメタルなどの貴重な金属が含まれています。

市では、ごみの減量化を推進するとともに、有用な金属等を再利用するため、小型家電のリサイクルを開始します。

7月20日(木)から市内公共施設10カ所に専用の回収ボックスを設置し、小型家電の拠点回収を行いますので、ご協力をお願いします。

回収ボックス設置施設と回収時間

施設名	回収時間
市役所	午前8時30分～午後5時15分
生涯学習センター	午前9時～午後10時
男山公民館	午前9時～午後10時
志水公民館	午前9時～午後10時
橋本公民館	午前9時～午後10時
山柴公民館	午前9時～午後10時
川口コミュニティセンター	午前9時～午後10時
美濃山コミュニティセンター	午前9時～午後10時
市民図書館	(平日)午前10時～午後7時 (土日)午前10時～午後5時
市民体育館	午前9時～午後9時

●回収できるもの
回収ボックスの投入口(縦20cm×横40cm)に入る小型家電

●回収ボックス設置場所
使用済み小型家電の回収は各施設の開庁(館)日・時間になりますので、ご注意ください。

都市鉱山からつくる!
みんなのメダル*
プロジェクト

主催: 東京2020組織委員会

抽出金属で東京五輪メダル

東京2020オリンピック・パラリンピックで使用される約5000個の金・銀・銅メダルを、全国各地で集めた携帯電話や小型家電から抽出したリサイクル金属でつくられるプロジェクトです。オリンピック・パラリンピック史上初の取り組みで、リサイクル率100%を目指しています。

また、「東京2020」をきっかけに、より資源を活かす、さらに持続可能な社会の実現を推進します。

市も、このプロジェクトに参加します。皆さんの思いがこもったメダルを東京2020のアスリートに届けましょう!

資源を活かす
未来へつながる



●主な品目

- ▽携帯電話・PDA・電子辞書・FAX
- ▽デジタルカメラ・デジタルビデオカメラ・DVDプレーヤー・ビデオテープレコーダー
- ▽携帯音楽プレーヤー・ラジオ
- ▽パソコン・ヘッドホン・ICレコーダー・HDD・メモリーカード
- ▽電子手帳・電子辞書
- ▽電子カミソリ・据置型ゲーム機・携帯型ゲーム機
- ▽時計
- ▽懐中電灯・血圧計・体温計
- ▽理容用機器
- ▽リモコン・ACアダプタ・充電器
- ▽カー用品(カーナビ類)等

●注意事項

- ▽一度、回収ボックスに入れられた物は、返却できません。個人情報が含まれている物は、必ず消去してからお出しください。
- ▽家電リサイクル法で指定されている家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機)については回収できません。
- ▽電池やバッテリー(充電式電池)は必ず外してください。
- ▽他のごみ(可燃物やプラスチック製容器包装等)は入れないでください。

プラスチック製容器包装の収集日

プラスチック製容器包装と燃やさないごみの収集日は隔週(交互)です。家庭ごみ分別・収集日カレンダーを、必ずご確認ください。

ごみの分別・収集日カレンダーを紛失された人へ

市では、平成29年度家庭ごみ分別・収集日カレンダーと資源物回収日カレンダーを作成して、3月に各家庭に配布しました。カレンダーを紛失された場合は、再度配布しますので、環境業務課までお問い合わせください。また、市ホームページにも掲載していますので、ご利用ください。

ペットボトルは

ペットボトルは資源物として個別に回収していただきます(キャップ・ラベルは取り除きプラスチック製容器包装へ)。お近くの資源物回収場所の専用回収容器にお出しください。



- ペットボトル
- 対象 飲み物・しょうゆ・みりん・焼酎などの入ったペットボトル
- 簡単に水洗いをする
- キャップとラベルは取り除きプラスチック製容器包装へ

お近くに回収場所がない場合や、回収場所まで出しに行くことが困難なときは、燃やさないごみとしてお出しいただけます。

※ごみは、決まった日に、夜間や早朝は避けて、収集日当日の朝8時までにお出しください。

◆問い合わせ 環境業務課

市税は納期限内に納付を

固定資産税(第2期分)納期限は
7月31日(月)です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。市税は納期限内に、取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。市税を納期限までに納付されないと、督促状を送付し「京都府地方税機構」に徴収権限を移管します。

※京都府地方税機構とは、京都府と府内25市町村(京都市を除く)の税業務を行う広域連合です。

口座振替のご利用を

口座振替を利用すると、納期限の日に指定の口座から自動的に振替(払込)します。各税の納期ごとのわざわざ出向くことなく、納め忘れもありません。

◆問い合わせ 納税課

固定資産税減額制度が新設

平成29年度税制改正により固定資産税の減額制度が新設されました。

平成29年4月1日以降に、耐震改修工事または熱損失防止改修工事を行ったことで、その家屋が認定長期優良住宅に該当することになった場合の固定資産税額(120㎡相当分まで)に限り、(2)を減額します。

※通行障害既存耐震不適格建築物は、翌年度が3分の2、翌々年度が2分の1の減額となります。

熱損失防止改修の減額

改修工事が完了した年の翌年度に限り、家屋に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)に限り、(2)の3分の2相当額が減額されます。

減額を受けるには、申請が必要です。手続き方法、必要書類等詳しい内容は、お問い合わせください。

◆問い合わせ 課税課資産税係